

環境影響評価図書等の貸出、複写及びホームページによる公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき事業者が作成し、市に提出される環境影響評価図書及び事後調査関連図書に関して、貸出、複写及びホームページによる公開を行うことについて必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要領において「環境影響評価図書」とは、次に掲げる書類をいう。

- (1) 条例第6条の3第1項に基づく計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書」という。）
- (2) 条例第8条第1項に基づく環境影響評価方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書」という。）
- (3) 条例第13条第1項に基づく環境影響評価準備書及びこれを要約した書類（以下「準備書」という。）
- (4) 条例第18条第1項に基づく環境影響評価書（以下「評価書」という。）

2 この要領において「事後調査関連図書」とは、次に掲げる書類をいう。

- (1) 条例第24条第1項に基づく事後調査計画書（以下「事後調査計画書」という。）
- (2) 条例第25条第1項に基づく事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）

(事業者への依頼)

第3条 市は、条例の規定に基づき事業者が環境影響評価図書及び事後調査関連図書を提出する際に、次に掲げる各号について、著作権に関する許諾を事業者に依頼する。

- (1) 市が縦覧期間中に環境影響評価図書の貸出を行うこと
- (2) 北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）の規定に基づく行政文書の開示請求の経路を経ず、市が縦覧期間中に環境影響評価図書の複写の交付を行うこと及び市から貸出を受けた者が当該図書を複写すること
- (3) 環境影響評価図書及び事後調査関連図書の電磁的記録を市に提出し、以下に示す図書毎に定めた期間、市がホームページで公開すること
 - ア 配慮書 配慮書の公告から方法書の公告まで
 - イ 方法書 方法書の公告から準備書の公告まで
 - ウ 準備書 準備書の公告から評価書の公告まで
 - エ 評価書 評価書の公告から2年間
 - オ 事後調査計画書 事後調査計画書の公表から事後調査報告書の公表まで
 - カ 事後調査報告書 事後調査報告書の公表から2年間

(貸出)

第4条 市は、縦覧期間中に環境影響評価図書の貸出を希望する者に対して、第3条第1号に規定した著作権者の許諾が得られなかった部分を除き、当該図書の貸出を行う。

2 貸出は環境局環境監視部環境監視課において行う。

(複写)

第5条 市は、縦覧期間中に北九州市情報公開条例の規定に基づく行政文書の開示請求の手続きを経ずに環境影響評価図書の複写を希望する者に対して、第3条第2号に規定した著作権者の許諾が得られなかった部分を除いて、当該図書の複写の交付を行う。

2 環境影響評価図書の複写の交付は北九州市立文書館において行う。実施方法は、市立文書館が別に定める方法による。

3 市は、図書の著作権者から複写及び貸出の両方の許諾が得られている場合には、環境局環境監視部環境監視課において、複写用の貸出を行う。

(ホームページによる公開)

第6条 市は、事業者から提出された電磁的記録のうち、第3条第3号に規定した著作権者の許諾結果に基づき、北九州市環境局ホームページに掲載する。

2 市は、事業者、著作権者または土地所有者からホームページ掲載終了の申し出があった場合は、公開を終了する。

3 市は、第3条第3号に定める期間を超えたものは公開を終了する。

(管理)

第7条 環境影響評価図書、事後調査関連図書及び電磁的記録の管理は、環境局環境監視部環境監視課が行う。

(委任)

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、環境局環境監視部環境監視課長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年6月4日から施行する。

(環境影響評価図書のホームページによる公開に関する要領の廃止)

2 環境影響評価図書のホームページによる公開に関する要領(平成16年4月16日環境局長決裁)は廃止する。

付 則(平成25年9月25日環境保全課長決裁)

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

付 則(平成26年10月1日環境保全課長決裁)

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

付 則(平成28年7月7日環境監視課長決裁)

この要領は、平成28年7月7日から施行する。

付 則(令和4年3月3日環境監視課長決裁)

この要領は、令和4年3月3日から施行する。

付 則(令和4年6月1日環境監視課長決裁)

この要領は、令和4年6月1日から施行する。